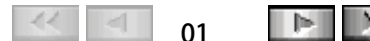


該当ページ数：3ページ

中1ページ

<ページ移動>



<検索箇所へジャンプ

>

該当箇所：6件

[▼次ヒット](#)

添付一覧

[画像1 \(169KB\)](#)

○生活保護法による **保護の実施要領** について

(昭和三八年四月一日)

(社発第二四六号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通知)

標記については、保護基準の第一九次改正に伴い、昭和三六年四月一日厚生省発社第一二三号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和三六年四月一日社発第一八八号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。

なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準(昭和三八年四月厚生省告示第一五八号)をいい、また「次官通達」とは、昭和三六年四月一日厚生省発社第一二三号厚生事務次官通達をいう。

おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。

また、本通知は地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項の規定による処理基準であることを申し添える。

[別添]

生活保護法による **保護の実施要領**

目次

- 第一 世帯の認定
- 第二 実施責任
- 第三 資産の活用
- 第四 扶養義務の取扱い
- 第五 他法他施策の活用
- 第六 最低生活費の認定
- 第七 収入認定の取扱い
- 第八 保護の決定
- 第九 保護決定実施上の指導指示及び検診命令
- 第一〇 訪問調査等
- 第一一 その他
- 第一二 施行期日等

第一 世帯の認定

- 1 居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。
 - (1) 出かせぎしている場合
 - (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
 - (3) 夫婦間又は親の未成熟の子(中学三年以下の子をいう。以下同じ。)に対する関係(以下「生活保持義務関係」という。)にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
 - (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
 - (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)(エを除く。)及び(6)並びに第二の1において同じ。)している場合
 - (6) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合
 - (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合
- 2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。
 - (1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
 - (2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき
 - (3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき

き(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯がなお被保護世帯である場合であって、当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。)

- (4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

- (5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 六か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

イ 出身世帯に配偶者が属している精神疾患に係る患者又は中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者であって、入院又は入所期間がすでに一年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

ウ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに三年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

エ ア、イ若しくはウに該当することにより世帯分離された者が結核予防法第三五条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三〇条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

オ イ、ウ又はエに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後六か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

- (6) (5)のオ、イ、ウ又はオ以外の場合で、六か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき(世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

- (7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため一年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

- (8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、知的障害者援護施設又は身体障害者療護施設の入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合(保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)

- 3 高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校(以下「高等学校等」という。)に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。

- 4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。

(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

- 5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その過程を修了す

るまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

- (2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金
 - イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの
 - ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金(イに該当するものを除く。)であってアに準ずるもの
- (3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

第二 実施責任

- 1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその所在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。
 - (1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の所在地(ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。)を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。
 - (2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(居住地保護の例による)を負うこと。
 - (3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後(入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後)三箇月以内に入院を原因として居住地を失なった者(入院後三箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。)については、入院前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(現在地保護の例による)を負うこと。
- 2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合(生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。)には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(2の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による)を負うこと。
- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 4 単身の被保護者(入所と同時に保護を開始される者を含む。)が身体障害者更生援護施設、国立保養所、知的障害者援護施設又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
- 5 収容保護施設に収容されている者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中(保護施設通所事業については一年以内に限る。)、当該施設に収容されていたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。

- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第一の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでない。
- 9 児童福祉施設に入所していた児童であつて、法定年齢に達したことにより当該施設において直ちに措置が解除されたものにつき、以後保護を必要とし、しかも他に適当な保護の方法がないため、当該施設入所を継続しなければならない場合には、その入所の継続中当初当該施設に入所措置した直前の当該児童の居住地又は現在地により保護の実施責任を定めること。
- 10 法第一八条第二項第一号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 11 居住地又は現在地の認定は次によること。
 - (1) 第一の1によつて同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。
 - (2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。
なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。
 - (3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であつて、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。
なお、帰住地がないか、又は明らかでない場合は、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。
 - (4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定すること。
ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設
イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による婦人相談所が自ら行う若しくは委託して行う一時保護の施設

第三 資産の活用

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であつても、次官通知第三の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

なお、不動産の保有状況については、定期内に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第五二条及び第五三条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世

帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね三年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用(植林事業を除く。)又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね三年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間(おおむね三年以内とする。)における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね一年以内(事業用設備については三年以内)に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置する処遇検討会等において、総合的に検討を行うこと。

第四 扶養義務の取扱い

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認するこ

と。

ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

親等表

[画像1 \(169KB\)](#)

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

(2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として三週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 当該扶養義務者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において当該扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、当該扶養義務者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、

要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

- (4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行なうものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。
- (5) 扶養の程度は、次の標準によること。
 - ア 生活保持義務関係(第一の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。)においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分
 - イ 第一の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族(生活保持義務関係にある者を除く。)兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係(以下「生活扶助義務関係」という。)においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度
- (6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。
 - イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養の履行について

- (1) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行なわせることが適当でないとは判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行なってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。
- (2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手續の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第七七条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第七七条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。
- (3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、調査のうえ、再認定等適宜の処理を行なうこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年一回程度は行なうこと。

第五 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 児童福祉法
- 三 知的障害者福祉法
- 四 老人福祉法
- 五 売春防止法
- 六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 七 災害救助法
- 八 農業災害補償法
- 九 結核予防法
- 一〇 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 一一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 一二 らい予防法の廃止に関する法律
- 一三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 一四 公害健康被害の補償等に関する法律
- 一五 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律
- 一六 健康保険法
- 一七 厚生年金保険法

- 一八 恩給法
- 一九 各共済組合法
- 二〇 雇用保険法
- 二一 労働者災害補償保険法
- 二二 国民健康保険法
- 二三 国民年金法
- 二四 老人保健法
- 二五 介護保険法
- 二六 児童扶養手当法
- 二七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 二八 児童手当法
- 二九 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 三〇 未帰還者留守家族等援護法
- 三一 引揚者給付金等支給法
- 三二 自動車損害賠償保障法
- 三三 墓地、埋葬等に関する法律
- 三四 自作農維持資金融通法
- 三五 母子及び寡婦福祉法
- 三六 母子保健法
- 三七 学校保健法
- 三八 生活福祉資金

第六 最低生活費の認定

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2(一般生活費)に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき(保護受給中の者で入院患者日用品費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。)における居宅基準生活費は、入院患者日用品費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第一章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

イ 同一の月において収容基準生活費(保護の基準別表第1の第一章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。)と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、収容基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ウ 収容基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

エ ア、イ及びウによるほか、出かせぎ等により一箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であつて、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があつたものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第一類の経費については、その二五パーセントに相当する額を計上すること。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間にお

ける期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 収容基準生活費(期末一時扶助費及び各種加算を含む。)は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、二級地又は三級地に所在する収容保護施設に入所している者については、一級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第一章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員一人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、コ及び第六の2の(4)のウにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

コ 次に掲げる施設は、保護の基準別表第1の第一章の3の表中の「これらに準ずる施設」として取り扱うこと。ただし、(ウ)に掲げる施設の入所者については、食費として施設に支払うべき額は、月額四万二六〇〇円の範囲内において必要な額とし、当該入所者が給食を受けない場合は、これに替えて居宅基準生活費の第一類の経費に七五パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第二類の表に定める基準額に二〇パーセントを乗じて得た額の合計額を計上すること。

(ア) 知的障害者福祉法にいう知的障害者通勤寮

(イ) 東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホーム

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中途中で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行なうこと。

(ウ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については六箇月間とし、その他の者については三箇月間とすること。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から五箇月間(専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については二箇月間)を限度として産婦加算を行なうこと。

(オ) 妊娠四箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産(妊娠四箇月以後の死児の出産)の場合には、三箇月間(保護受給中の者については翌月から二箇月間)産婦加算を行なうこと。

(カ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

イ 老齢加算

(ア) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに老齢加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。

(イ) 老齢加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と収容基準生活費をあわせて計上する場合においては、収容基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(ウ) 保護の基準別表第1第二章の2の(2)のイにいう障害の程度の判定については、障害者加算の例によること。

(エ) 保護の基準別表第1第二章の2の(2)のウにいう「病弱等のため日常の起居動作に相当程度の障害があること等により特別の日常生活上の需要がある」の判定については、保護の基準別表第1第二章の2の(2)のイにいう障害の程度には該当しないが、病弱、老衰等によ

り、これに準ずる程度の心身機能の障害が相当期間継続してあることについて日常生活の実態を総合的に判断して行うこと。

ウ 母子加算

- (ア) 保護の基準別表第1第二章の3にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。
- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
 - b 父母の一方又は両方が引き続き一年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
 - c 父母の一方又は両方がおおむね一年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね三箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き一年以上遺棄していると認められる場合
- (イ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
- (ウ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。
- なお、居宅基準生活費と収容基準生活費をあわせて計上する場合においては、収容基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。
- (エ) 児童のみで構成されている世帯については、原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされなため、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算を受ける者については、児童として取り扱わないこと)を加算して差しつかえないこと。
- (オ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね一年以上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

エ 障害者加算

- (ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。
- (イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。
- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第二章の3の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なって差しつかえないこと。
- (エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。
- なお、居宅基準生活費と収容基準生活費をあわせて計上する場合においては、収容基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。
- (オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第二章の4の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、一〇万四九七〇円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめ

るべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ 在宅患者加算

- (ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なって差しつかえないこと。
- (イ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長六か月の期間ごとに行なうこと。
- (ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

キ 放射線障害者加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 保護の基準別表第1第二章の7の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添え、都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
 - a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
 - b (1)のイ又は(2)のイの別
 - c 負傷又は疾病の名称
 - d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
 - e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
 - f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク 児童養育加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。
- (イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

ケ 介護保険料加算

- (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。
- (イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

- ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、一二月における期末一時扶助費は算定するものとする。
- イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は居宅基準生活費の第一類の経費に七五パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第二類の表に定める基準額に二〇パーセントを乗じて得た額の合計額(一二月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。
- ウ 保護受給中の者について、入院期間が一月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。
- エ 保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でカ、オ又はキに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。
- オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。
- カ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに収容されている者又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

- キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。
- ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第三章の1の(1)の基準額の全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の八五パーセントを標準として必要な額)を計上すること。
- (4) 介護施設入所者基本生活費の算定について
- ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、一二月における期末一時扶助は算定するものとする。
- イ 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。
- ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。
- エ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。
- オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うこと。
- カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第三章の3の(1)の基準額の全額を計上すること。
- (5) 被服費
- ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第六に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差しつかえないこと。
 なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。
- (ア) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

| 区分 | 金額 |
|---------------|----------------|
| 再生によることができる場合 | 一組につき一万二七〇〇円以内 |
| 新規に購入を必要とする場合 | 一組につき一万八四〇〇円以内 |

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は新生児等であって学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

一人当たり 一万二五〇〇円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失なった最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

| 世帯人員別 | 金額 | |
|----------|--------------|---------------|
| | 夏季(四月から九月まで) | 冬季(一〇月から三月まで) |
| 二人まで | 一七、九〇〇円以内 | 三一、九〇〇円以内 |
| 四人まで | 三三、六〇〇円以内 | 五四、一〇〇円以内 |
| 五人 | 四三、四〇〇円以内 | 六八、四〇〇円以内 |
| 六人以上一人を増 | 六、六〇〇円以内 | 九、四〇〇円以内 |

すごとに加算する
額

- (工) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 四万六〇〇〇円以内
- (オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 三九〇〇円以内
- (カ) 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 二万三〇〇〇円以内

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(6) 家具什器費

被保護者が次のアからエまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第六に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、二万四七〇〇円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、家具什器を支給して差し支えないこと。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、三万九六〇〇円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこと。これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないとき認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当(実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。)についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の収容保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が身体障害者更生援護施設、国立保養所、知的障害者援護施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所

する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者(その委託による代理人を含む。)が、当該被保護者の配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めるとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、三親等以内の血族若しくは二親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めるとき。

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) 次のいずれかに該当する場合であってそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

a アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒を目的とする団体(以下「断酒会」という。)の活動を継続的に活用する場合

b アルコール症又はその既往のある者(同伴する同一世帯員を含む。)が、断酒会の実施する二泊三日以内の宿泊研修会(原則として当該都道府県内に限る。)に参加する場合

c 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者又はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

(8) 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校入学時 三万九四〇〇円以内

中学校入学時 四万六〇〇〇円以内

(9) その他

ア 配電設備費

(ア) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に一・五を乗じて得た額の

範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるよう指導すること。

イ 水道、井戸又は下水道設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水(尿尿を除く。)処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に一・五を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

ウ 液化石油ガス設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に一・五を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所(入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。)後一年間を限度として月額一万三〇〇〇円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後一年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において**保護の実施要領**第六の4の(1)の工の(ア)により住宅費が認定されている場合には、一、二か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込期間(入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になった時から)が六か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないも

のについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして設定して差しつかえない。

カ 妊娠検査料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中(妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降)保健所において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校 月額 六一〇円以内

中学校 月額 七四〇円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 夏季施設参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動(修学旅行を除く。)に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害時その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校 一万一〇〇円以内

中学校 二万一六〇〇円以内

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするときは、一か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い。

(ア) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社

会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。)後六か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後六か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により六か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から三か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に三か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(イ) (ア)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の途中で病院等入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前一箇月を限度として一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の厚生大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に一・三を乗じて得た額(七人以上の世帯については、この額にさらに一・二を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、限度額又はオに定める額に三を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に三を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新に際し、契約更新料を必要とする場合には、限度額又はオに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用(エにより認定された額を除く。)が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に一・五を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわらず被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最少限度の実費の額を計上すること。

7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、二四万円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児生産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、二四万円)の二倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第6の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、七万五〇〇〇円の範囲内において、都道府県知事の承認を得たうえ、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する二人以上の者から同時に別個の生業計画により二件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする二人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(2) 技能修得費

ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)

(ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第二条第一項の養成施設において、はり師、きゅう師となるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が二年をこえる場合であっても、その期間一年につき六万六〇〇〇円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のため直接必要な授業料(月謝)、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費であること。なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、一〇万円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成一七年三月三十一日付け社援発第〇三三一〇〇三号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職

に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、一年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額一七万六〇〇〇円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練を受ける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(カ) 被保護者に対して身体障害者福祉法第一七条の一四又は第一八条の二第一項若しくは第二項の規定による更生訓練費又は物品の支給が行なわれた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、またその額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないとき認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(キ) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、三八万円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合(免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。)

c 雇用保険法第六〇条の二に規定する教育訓練給付金の対象となる労働大臣の指定する教育訓練講座(原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。)を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

イ 高等学校等就学費

(ア) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額一五六〇円の範囲内において特別基準

の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

- (エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

- (オ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、六万一千四百円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

- (カ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

- (キ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、月額二万六千五百円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、上記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差し支えない。

(3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。







